## 草津市スポーツ推進審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

NO.	役職	氏名	区分	備考	
1		岡本 直輝	1号委員	立命館大学スポーツ健康科学部	教授
2		京近 武史	2 号委員	草津市小学校体育連盟	老上西 小学校長
3		姫野 健	2 号委員	草津市中学校保健体育連盟	老上 中学校長
4		小傳良 輝男	3 号委員	公益社団法人 草津市スポーツ協会	副会長
5		北川 眞造	3 号委員	特定非営利活動法人 くさつ健・交クラブ	副理事長
6		古川 久士	3 号委員	草津市体育振興会連絡協議会	会長
7		嘉悦 和子	3 号委員	草津市スポーツ推進委員協議会	会長
8		中西 真由巳	3 号委員	草津市健康推進員連絡協議会	副会長
9		栗原 ゆかり	4 号委員	公募委員	
10		山口 美優子	4 号委員	公募委員	

任期:令和2年9月1日~令和4年8月31日

草津市スポーツ推進審議会に関する条例(抄)

(設置)

- 第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条 の規定に基づき、草津市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (任務)
- 第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる重要事項について調査審議するほか、これらの重要事項に関し、必要に応じて教育委員会に建議する。
  - (1) 法第10条第1項に規定するスポーツ推進計画に関すること。
  - (2) スポーツの施設および設備の整備に関すること。
  - (3) スポーツの指導者の養成およびその資質の向上に関すること。
  - (4) スポーツの事業の実施および奨励啓蒙に関すること。
  - (5) スポーツの団体の育成強化に関すること。
  - (6) スポーツによる事故の防止対策に関すること。
  - (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。 (組織)
- 第3条 審議会は10人の委員で組織する。
- 2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは審議会に臨時委員を置くこと ができる。
- 3 委員および臨時委員は非常勤とする。 (委員)
- 第4条 審議会の委員および臨時委員は次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が 委嘱し、または任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) スポーツ関係団体等により推薦された者
  - (4) 草津市市民参加条例(平成24年草津市条例第21号)第8条の公募により選考する市民

(会長等)

- 第5条 審議会に会長および副会長を置く。
- 2 会長および副会長は委員の互選によつてこれを定める。
- 3 会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。 (任期)
- 第6条 審議会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任 期間とする。
- 2 臨時委員は特別の事項に関する調査審議を終了した時は退任するものとする。 (議事)
- 第7条 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。
- 2 審議会の議事は委員および議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。 (第3)
- 第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。
- 第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営その他必要な事項については審議 会が定める。

## 草津市市民参加条例(抄)

(審議会等の公開等)

- 第9条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該 当するときは、会議の全部または一部を非公開とすることができる。
  - (1) 非公開とすることについて法令等に規定されているとき。
  - (2) 非公開情報に該当すると認められる事項を議事とするとき。
  - (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。
- 2 執行機関は、審議会等が会議を非公開とする場合には、その理由を明らかにしなければならない。
- 3 執行機関は、審議会等の会議を開催するに当たっては、緊急に会議を開催する必要がある場合を除き、あらかじめ開催日時、開催場所、議題、傍聴の手続等を公表しなければならない。
- 4 執行機関は、審議会等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を 除き、速やかに公表しなければならない。ただし、会議を非公開とした場合は、会 議録を公表しないことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会等の公開等に関し必要な事項は、規則で定める。

## 草津市市民参加条例施行規則(抄)

(公開または非公開の決定)

- 第15条 審議会の会議の公開または非公開の決定は、審議会の長(以下「会長等」という。)が当該審議会に諮って行うものとする。ただし、他に特別の定めがある場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、その他これに類する機関について準用する。この場合において、「会長等」とあるのは、「事務局」と読み替えるものとする。

## (公開の方法等)

- 第16条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者(以下「傍聴希望者」という。)に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 審議会等の会議を公開する場合、審議会等は傍聴を認める者(以下「傍聴者」という。)の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
- 3 傍聴者の定員は5名以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情がある ときは、この限りでない。
- 4 傍聴の受付は、原則として当日行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、前日までに行うことができる。
- 5 傍聴者に対しては、審議会等の会議資料(草津市情報公開条例(平成16年草津市条例第21号。以下「情報公開条例」という。)第7条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。)を配付し、または閲覧に供するものとする。